

市の基本的施策（第9条関係）

- (1) 市民に対する歯科健診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性その他の歯と口腔の健康づくりに必要な知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する市民の意欲を高めるための運動の促進
- (3) 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりの推進
- (4) 歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う者等との連携体制の構築
- (5) 歯科疾患の予防及び重症化を防止するための取組
- (6) 定期的な歯科健診や歯科保健指導又は歯科医療を受けることが困難なものに対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進
- (7) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上
- (8) 歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するための情報収集及び調査研究
- (9) 災害発生時における口腔衛生の確保等による二次的な健康被害の予防
- (10) その他歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

市では、歯と口腔の健康づくりを推進するために、基本的施策を実施していきます。

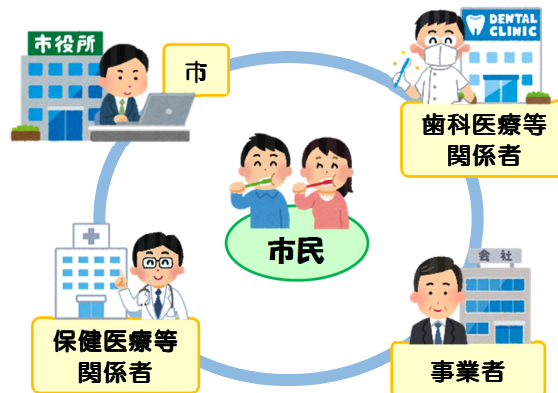


口の健康から全身の健康へ ～健康寿命を延ばそう～

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。国の平成25年調査によると、健康寿命(※1)は男性71.19年、女性74.21年です。一方、平均寿命(※2)は男性80.21年、女性86.61年となっています。つまりこの差の期間、男性約9年、女性約12年こそ「不健康な期間」といえます。全身の健康につながる歯と口腔の健康づくりに取り組むことは、健康寿命を延ばすために重要な役割を果たすと考えられます。

市では、条例の基本理念にのっとり、関係者と連携しながら、市民の皆さんの歯と口腔の健康づくりに取り組んでいきます。

(※1)厚生労働省が「国民生活基礎調査」を基に算出
(※2)厚生労働省「簡易生命表」より



問い合わせ先

春日井市健康福祉部健康増進課

電話：0568-85-6167 FAX：0568-85-3786

ホームページ：[春日井市歯と口腔の健康づくり](#)

春日井市 歯と口腔の健康づくり推進条例

(平成29年7月6日施行)



とうふうくん

春日井市

春日井市歯と口腔の健康づくり推進条例の概要

歯と口腔は、食べる、話す、表情をつくるなどの、人が日々の暮らしを楽しみ、自分らしさを表現するために欠かすことのできない機能を有しています。

近年では、歯周病が糖尿病に影響していることや、口腔機能の向上が、要介護状態の悪化を予防するものとして期待できるとの報告がなされるなど、「歯と口腔の健康」が全身の健康にも深く関わっているとの指摘がされています。

市では、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念や関係者の責務、歯と口腔の健康づくりの推進についての基本的事項を定め、市民の生涯にわたる健康で生き生きとした生活の確保を目的とし、「**歯と口腔の健康づくり推進条例**」を平成29年7月6日に公布・施行しました。

この条例は、市民の誰もが生涯にわたり主体的に歯と口腔の健康に関心を持って健康づくりに取り組むとともに、全ての関係者がその取組を効果的に支えることにより、歯と口腔の健康づくりを推進するものです。

※第2条では、条例で用いられる用語の意義を定めています。



目的 (第1条)

歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、各関係者の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることで、施策を総合的に推進し、市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することをこの条例の目的としています。

基本理念 (第3条)

- ・市民による歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療の取組を促進します。
- ・ライフステージや市民の実情に応じた歯と口腔の健康づくりを適切かつ効果的に推進します。
- ・関連施策との連携及び関係者との協力により総合的に推進します。

関係者の責務

市民の責務(第4条)

- ・自らの歯と口腔の健康に関心を持つ。
- ・歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深める。
- ・日常生活において歯と口腔の健康づくりを心がける。
- ・定期的に歯科健診を受診し、必要に応じて歯科保健指導を受ける。



歯科医療等関係者の責務(第5条)

- ・歯科医療等関係者同士や保健医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりに資するよう適切な業務を行う。



保健医療等関係者の責務(第6条)

- ・保健医療等関係者同士や歯科医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努める。



事業者の責務(第7条)

- ・従業員の歯と口腔の健康づくりを推進する。



市の責務(第8条～第11条)

市の責務(第8条)

- ・基本理念にのっとり、国や県の方針を取り入れながら、関係者と連携する中で、施策を総合的かつ計画的に策定・実施する。

基本的施策(第9条)

- ・歯と口腔の健康づくりを推進するために、基本的な施策を実施する。

基本計画(第10条)

- ・歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画において、施策の基本方針、目標等を定める。

財政上の措置(第11条)

- ・歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずる。

市役所



連携・協力